

審査会(10月31日)での意見に対する事業予定者の見解

番号	項目	審査会(令和5年10月31日等)での意見(要旨)	意見に対する事業予定者見解
1	景観	資料2、6番(景観に関する意見)の見解で、「構造物(橋梁等)および道路付属物の形式、デザイン、色彩については現時点で設計が決まっていけないので、詳細な記述が出来ない」という記載があり、これ自体は理解できるが、「環境保全措置の具体化に当たっては実行可能な範囲で景観への影響を出来るだけ低減します。」という記述に関しては、環境保全措置の具体化の時期がいつなのか、具体的な環境保全措置は、評価書には反映されるのか教えて欲しい。 もしも評価書にも明記されないのであれば、環境アセスメントを実施した上で事業計画を実施するという原則に反するのではないか。	
2	景観	最大限努力した場合でも景観への影響が許容範囲におさまることが保証されるのか。具体的な設計等が決まらなると、どのような色彩であり、デザインになるか記述できないということは理解できるが、どのような対策により、景観に関する環境影響を許容範囲に抑えられるかという方法論については記述できると思うがいかがか。	当該準備書については、現時点で確定している事業内容をもとに、滋賀県環境影響評価技術指針第9条ならびに第13条等に基づいて環境保全措置の検討ならびに評価を実施しており、景観に係る環境保全措置についても、現時点で約束できる最大限の記載を検討のうえ準備書に記載しています。
3	景観	現在、環境影響評価を行う段階であって、設計がかなり先に決まるという状況です。その設計の際に初めて、どのような対策を講じれば環境影響の低減が図れるか検討しますというように読み取れる。 このままの状態では評価書が発行されると、景観に対して環境影響評価がなされないまま事業化されている受け止めになりかねないので、どのような方策によって環境影響を低減させるのか、準備書の段階よりももう少し踏み込んで評価書に記載して欲しい。	道路事業については、評価書手続き後に実施する予備設計の中で、環境影響評価の結果に加え、測量等の調査結果や安全性・コスト等の条件を十分に踏まえていく予定であるため、本事業への適否が検討されていない状況で対策例を評価書に示すことは、予備設計における制約条件となりうるため、難しいと考えています。
4	景観	前回の審査会でも、景観に関して、道路のデザインや色彩や構造等が決まっていな準備書の段階で「影響が回避低減されている」と評価されているのは、先走りすぎではないかと申し上げた。 評価書の段階では、影響を回避低減するための措置が示せないとしても、対策をいくつか例示いただき、こういった対策のうちどれを実施するかは現時点では決定できないが、対策を組み合わせることにより影響の回避低減を図るといった記載に改めて欲しいと考えている。 これは、景観に係る環境要素だけでなく、8月の審査会では電波障害についても同じ指摘をしたが、他の環境要素についても同様であり、配慮いただきたい。	ただし、事業実施段階においては、「国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針(案)」(平成21年4月1日、国土交通省)を踏まえて、地域住民や専門家等の意見を伺いながら適切に予測および評価を実施し、必要に応じて適切な措置を講じます。
5	景観	評価書の段階で、具体的なイメージを示すのは難しくとも、「橋桁の数を減らす。」等の対策を講じた場合のフォトモンタージュを示すなど、現時点ではどの対策を採用するか解らないといったことを断った上で、記載できないかと感じた。	